広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　大登印刷所

納期のお知らせ

9月

国民健康保険税	第3期
納期限	9月30日

完納で町が栄えて国が富む

人の動き

昭和四十四年八月末現在

総世帯数	二、一八四
総人口	八、六三五
出生	一六
死亡	一二
転出	四七
転入	一二九

可搬動力ポンプ操法競技大会開催
＝第十分団が優勝＝

三崎町消防団は、第十二回恒例のポンプ操法競技大会を好天候に恵まれた中で実戦に既応する消防団員の規律ある消防技術を練磨し強固な消防精神を養い団体行動の敏活適正にするとともに、自治体消防相互の協和をはかり火災防ぎよ上、諸般の要求に適応せしめることを目的とし、淵池団長以下約一五〇名の参加のもとに八月二十五日、三崎小中高校グランドに於て、十九チームが、日頃練磨した技を競いました。

審査員には、各分団長が当り、操法の所要時間、操作の要領及び動作を厳正な採点の結果第十分団（二名津）第一部が昨年に続いて優勝、そして優勝旗が授与されました。

尚入賞チームは、次の通りです。

優勝　第十分団（二名津）第一部
二位　第二分団（三崎）第一部
三位　第十分団（二名津）第二部
四位　第一分団（三崎）第一部
五位　第十二分団（明神）

また九月七日に、第九回八西消防操法競技大会が三崎町三崎において行なわれ第十分団（二名津）第一部は、これに参加することとなりますが、今回の本紙には、大会結果を発表することができませんので、次回に登載いたしたいと思います　今本紙においては、第十分団のご健闘をお祈りして止みません。

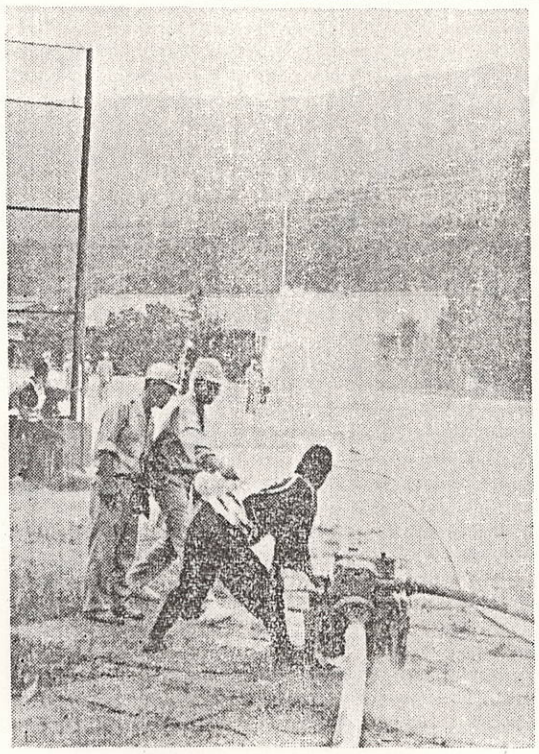

順調に放水し標的に命中

連続優勝した第10分団の選手

第三回臨時町議会開催

八月十三日、第三回三崎町臨時町議会を開催、昭和四十四年度一般林道三崎線開設工事の請負契約変更について、等第七号議案を提出し、同日原案通り可決承認されました。

当日の議案は、次の通りです。

議案第三十四号　専決処分した事件の承認について（専決第四号）　昭和四十四年度三崎町一般会計補正予算の制定について

議案第三十五号　三崎港湾ふ頭用地造成事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十六号　昭和四十四年度三崎町ふ頭用地造成事業特別会計補正予算（第一号）の制定について

議案第三十七号　昭和四十四年度一般林道三崎線開設工事の請負契約変更について

議案第三十八号　愛媛県旧市町村職員恩給資産管理組合資産資金管理組合規約の一部を改正する規約の一部を改正する規約について。

祝日にはこぞって国旗をかかげましょう！

国旗「日の丸」は日本を象徴する旗です。

国旗を敬愛することは、国を愛し郷土「えひめ」を愛することです。

わたしたちは「国民の祝日」などには国旗をかかげてお祝いし美しい風習を育てつつよりよい社会、より豊かな生活を築きましょう。

○国民の祝日

元　日（一月一日）
成人の日（一月十五日）
建国記念の日（二月十一日）
春分の日（三月春分の日）
天皇誕生日（四月二十九日）
憲法記念日（五月三日）
こどもの日（五月五日）
敬老の日（九月十五日）
秋分の日（九月秋分の日）
体育の日（十月十日）
文化の日（十一月三日）
勤労感謝の日（十一月二十三日）

○つぎの日にも国旗をたてて お祝いしましょう。

少年の日（立春の日）
正月三か日（地方祭）

九月十五日は　敬老の日です　各部落においてもそれぞれの催し物をし、老人を敬まい心から祝福するものと思います、当日は、必ず国旗をかかげましょう。

まだ、国旗のない家庭があれば婦人会がとりまとめを行なっていますので、各部落の支部長さんを通して町教育委員会えお申し込み下さい、斡旋いたします。

○あっせん価格

一　セット　三八〇円

選挙だより！

公職選挙法第十九条第二項の規定に基づく九月定時登録については、既に前号でお知らせしたように、今回の登録は被登録資格、登録方法等選挙人名簿制度が大巾に改正せられて最初の定時登録であります。

登録方法等については、次のようになっておりますのでお知らせいたしたいと思います。

一、登録について

(1)選挙人名簿に登録される者は、その市町村の区域内に住所を有する年令満二十年以上の日本国民（法第十一条第一項及び第二項の規定により選挙権を有しないものを除く）で、その者に係るその市町村の住民票が作成された日（他市町村から転入した者にあっては、住民基本台帳法第二十二条（転入届）の規定による届出をした日）から引き続き三ケ月以上その市町村の住民基本台帳に記録されている者（具体的には昭和四十四年六月一日までに住民票が作成された者又は同日までに転入の届出をした者）でなければならない

(2)登録は、市町村の選挙管理委員会が九月一日現在で被登録資格を調査し、九月十日に該当者を職権で登録するものである。

二、縦覧について

(1)選挙管理委員会は、縦覧期間中、町役場又は指定した場所において選挙人名簿に登録した者の氏名住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

(2)縦覧期間中は、休日でも縦覧に供します。縦覧に供する時間は毎日午前八時三十分から午後五時までの間とされている。

(3)縦覧期間は、九月十一日から九月十五日までとなっております。

(4)選挙人は、選挙人名簿の登録に関し、不服があるときは、縦覧期間内に文書で市町村の選挙管理委員会に異議の申出をすることができる。

(5)選挙人名簿の縦覧場所については、三崎町役場（本庁）となっております。

以上お知らせ致しましたが後日選挙人簿の閲覧を町から指定した場所で行なう予定です後日お知らせしますので充分閲覧下さいますようお願いします。

三崎町選挙管理委員会

海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製について

海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製については、先般回覧文書で周知したところですが、九月一日現在により市町村の区域内に住所又は事業所を有する者で一年に九〇日以上漁船を使用する漁業を営み又は、漁業者のために漁船を使用して行なう水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するものが登録の資格を有します。

○調製現在期日については九月一日

○登録申請書提出期限については、九月五日

○調製期限については、十月十五日

○縦覧期間については、十月二十日から十一月三日まで。

○確定期限については、十二月五日

このようになっておりますので縦覧期間中によく名簿の縦覧をして下さい、縦覧期間を過ぎますと異議の申立がきかなくなり名簿に登載されませんので充分気を付けられますようお知らせいたします。

悪い印鑑は改印しなければ証明できなくなります

町民係

現在登録している印鑑で左記に該当する印鑑は、昭和四五、二、一日以降は証明できないことになっております。実印をよく調べて悪いものは早めに改印しておきましょう。

一、印鑑が氏、名、または氏および名の一部の組合せであらわされていないもの。

一、職業等他の事項をあわせあらわしているもの

一、ゴム印その他印形の変化しやすいもの

一、印影の照合が困難と認められるもの（き損、磨滅等によるものが多い）

愛媛県町村交通災害共済に加入しましょう。

このごろは、まさに〝交通戦争〟といわれるように毎日毎夜交通事故が発生しその数も多くなっています

三崎町においても、最近では数多くの事故が発生しております。

そのためにけがをした人はその治療費がかかるし、一家の柱を失なった遺族のなかには、生活にこまる方が多くなるのではないでしょうか、そこで県下六十一町村五十八万の人々が、災害を受けたときお互いに助けあうため少額の掛金をして災害見舞金を出すという共済組合をつくっていることはもう既にご存じのことと思います。しかしながら現在の三崎町の加入状況を調べて見ますとわずか七九二人、加入率九、〇一％とにすぎません。

全郡平均については、十七、三一％と他の町村についてはかなりの加入率となっております、現在の三崎町の事故状況から見て、加入していない方がかなり事故を起こしております。途中加入もできますので今からでも申込み下さい。

加入資格については、三崎町に住所を有する人で、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人。

掛金については

大人、一人　年額　三六〇円
中学生以下、一人　年額　二五〇円
（掛金は返還いたしません）

共済期間については

四月一日から翌年三月三十一日までの一年間。ただし、組合町村外から年度の途中で転住してきた人など特別の事情があって、四月一日以後に加入したときはその受理された翌日から残りの期間とする。（掛金は同じく大人三六〇円、中学生以下二五〇円）

交通事故災害とは

日本国内で汽車、電車、モノレール、航空機、船舶、トロリーバス、自動車、原動付自転車、自転車、荷車などの交通により事故が起り、死亡したり、けがをしたりすること。

災害見舞金の内容については

等級	事由（災害の程度）	見舞金額
1	死亡	五〇万円
2	医師の治療を要する傷害	一〇万円
3	九〇日以上一八〇日未満医師の治療を要する傷害	五万円
4	八〇日以上一九〇日未満医師の治療を要する傷害	二万円
5	七日以上三〇日未満医師の治療を要する傷害	五千円

交通事故から守る運動
＝幼児、老人、身体障害者＝

三崎町のみなさん、九月中は「幼児、老人、身体障害者」を交通事故から守る運動が、県民総ぐるみで行なわれています。

八月にはいってから、八幡浜警察署管内で五才以下の幼児の交通事故による被害がすでに七件も発生しております。

これらの痛ましい事故を防止するため、次のことをおねがいします。

○幼児は、親が責任をもって監視しましょう。

○道路での幼児の一人歩きや遊戯は、させないようにしましょう。もしこれを見た人は、誰でも注意して下さい。

○幼児や老人、身体障害者を見たら、必ず徐行して下さい。

○車の直前、直後の横断はやめましょう。運転者も歩行者も一人一人が気をつけて、いたましい事故を出さないよう注意して下さい。

八幡浜警察署長

姉妹町記念植樹祭挙行

―役場職員親善球技大会も―

三崎町と、佐賀関町を結ぶフェリーボート開通以来早くも五ケ月を経過いたしました。じめじめした梅雨もあがり、好天候となってまいりました七月十三日佐賀関町フェリー基地において、フェニックス（樹の名）の記念植樹がとり行なわれたのであります。

三崎町からは、町長以下役場職員約八十名、議会からも、議長及び副議長が出席し、佐賀関町からは、須川町長以下役場職員、道路公団事務所長を含めて約三十名、合せて百十名参席のうえ行なわれました。

植樹にあたり、「お互いこれを機に手をとり助け合って、両町発展のため努力したい」とあいさつをされ加藤町長から土にクワ入れが始まり大きなフェニックスは、関係団体職員の手によって植えられていきます。

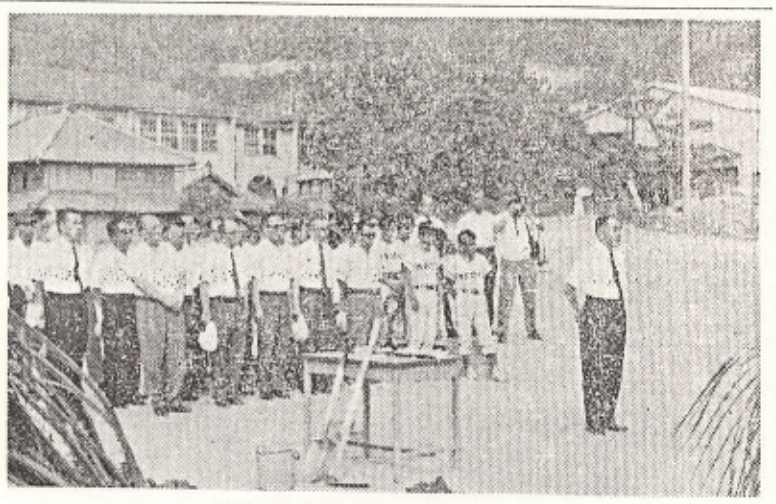

姉妹町記念植樹祭での佐賀関町職員

植樹祭は約三十分の後終了し、これから中学校グランドに於て、親善球技大会が開催されます。大会種目はソフトボールと、野球、姉妹町親善球技第一回大会として行なわれました。

選手はもとより、応援団も炎天下においてなごやかなうちにもきびしい応援合戦、好試合を展開いたしました。

成績の結果はソフトボールが大差で佐賀関町の勝ち、野球については、惜しくも七回同点の引き分けとなりこの勝負来年までおあづけとなり、三崎町で決着をつけることとなっております

試合も予定通り終了しその後全員ささやかながら、こん親会を催し、お互い町発展のために頑張ろうと誓い私達は佐賀関町を後にしました。

漁業とこれから

―（組合報告二）―

三崎漁業協同組合

沿岸漁業の就業人口は昭和三五年の五〇九千人から四〇年には四三九千人と五年間に七万人減少している。今後その減少の率は多少ゆるやかになるにしても、やはり下降線をたどるに違いない。この状況の中で、日本全体として四二年度に於ける主要漁業の動向は、凡そ次のようである。即ち

一、魚類の需要増大と供給の不足

二、消費内容も今後は更らに高度化する。

三、加工水産物は伸びている

イ、伸びているもの……塩さけ、たらこ、魚介清物（かまぼこ、ちくわ、さつまあげ）

ロ、伸びないもの……素干品、魚肉ソーセージ

四、水産物の輸入がふえている、五年間に六、四倍（小えび、まぐろ、さわら等）

五、沿岸漁業は好調…九％増加で最高

特に良い漁業……漁船漁業、定置漁業、浅海増殖（のり、かき、わかめ）

六、中小漁業は停滞

減少（生産）……まき網、さんま、かつを

増加（〃）…底びき漁業

いか釣り漁業

七、大型機漁業は特に伸びている

前年より四三、一％増で一八六万トン（母船底曳き及び遠洋底曳）

八、漁業の近代化に伴い、労働災害は高くなっている。特に骨、神経、感覚器の故障多し。

九、漁村の進学率は依然として低い。

1、中学より高校への進学率　四七％

2、農　家　五一％

3、全国平均　七五％

十、縮少する鯨、さけ、ます、漁業は一四％減（四〇～四二年度）

日本の経済伸張の中で、最近大洋漁業が不況となり。深刻な経営難となっているのは右記十、の現象によるものである。

漁船の大さによって、私達の漁業所得を全国的に分類すれば大体次のとおりである。

昭和42年度沿岸漁業の現況

漁業別	漁船別	漁家所得	内漁業所得	漁業依存率にする	備考
漁船漁業	無動力船（動力）	68万円	18万円	26％	Ⓐ 漁業依存度が低くなり都市経済について行けなくなる。
	1～3トン	94	57	51	
	3～5〃	114	88	78	Ⓑ 漁業専業が多くなり都市の収入について行くことができ資本の蓄積も可能
	5～10〃	151	128	85	
	10～40〃		658		
養殖	のり養殖				Ⓒ 技術が発展している反面不安定要素が大きい
	かき〃				
	真珠母貝				当分不振をきわめる。

C，Bの階層は経済社会発展計画の中において、国は将来中核漁民となる見込みをたて、沿岸漁業育成の目標としている。

以上で漁家の皆さんがお分りのように、三崎漁協の漁業の殆んどが、三トン以下の漁船漁業で、将来に亘っての社会計画の中で漁業依存率が低下（つまり漁業だけで食へない）する方向の中におかれていることがお分りと思います。そこで今後は

下田出張所前……新洋丸船団

一、漁業以外の収入を計ること。

例…観光漁業、農業、賃労働、等収入の多角化

二、漁業の近代化…（三～五～一〇トンと規模拡大により）

例…小型底びき、刺網、延縄、船びき、小型まき網、かつを一本釣り、流し網

三、養殖漁業への転換……等が考へられる。

現在の三崎漁協の漁場は幸いにも他の沿岸漁場と違った効率の高い漁場であるから、沿岸高級鮮魚介類の収入によって漁家は支へられている。

従って右の問題に突き進む決意は容易につきにくいようであり、又将来への不安にもなっているのが現状である。（続く）

郵便局だより

〔郵便〕

郵便番号簿全国版を全家庭へ配布

郵便番号制は、この七月で早くも実施一周年を迎えましたが、皆様がたのご協力により郵便番号記載率も順調に向上しており、関係者一同心から感謝しています。

昨年は実施に先だって郵便番号簿全国版を、一〇月末までに全国のご家庭へお届けすることにしましたから、住所録などといっしょに大切に保管してご活用ください。

郵便物を速く正確にお届けするために

最近大都市へ人口が集中し、若夫婦を中心にした核家族がふえたことなどにより配達か所が増加し、また激しい人口移動等もあつて郵便の配達はますます困難になつています。

あて先の記入がふじゆうぶんだつたり、まちがつて書かれたりして配達することのできない「迷い子郵便物」が、四国で一日に九六〇〇通、全国ではなんと三二万通もあります。

郵便物が先方に届かなければ大切な用件を果たすことができないことになりますし、また、郵便局でも調査や返送に余分の手間がかかりますので、郵便を利用するときにはとくに次の点にご注意ください。

(1)あて名にも荒し出すほうにも郵便番号を書きましょう。

(2)あて名は略さずに番地、肩書きまではつきりと書きましょう。

(3)確実に郵便物を受け取るために、表札郵便受箱を設置しましょう。

(4)転居したときには必ず郵便局に転居届を出しましょう。

〔貯金〕

持主の居所がわからない郵便貯金が一年間に七億八千万円

郵政省では、一〇年間利用されていない郵便貯金通帳の持主へ、このままにしておくと無効になる旨を通知していますが、そのまま利用されず利子が消滅する貯金が、一年間で七億八千万円にのぼつています。

このように受取り手のない貯金は、法律で国庫へ入ることになつています。

貯金の残高が少ないので郵便局まで行くのをむだと思つてそのままにしていたり、通帳をしまい忘れたりしたものがあつまり、こんなに大きな金額になつたものです。

通常貯金は、一年たつと元金に一年目の利子が組み入れられ、二年目には、その元利金額に利子がつくという複利計算のしくみになつています。そこで、通帳の現在高が少額であつても一〇年たつて通知を受けるときは、通帳に記入されていない利子があるため利子が利子を生んで、びつくりするほど多額になつていることがあります。

もういちど忘れている郵便貯金通帳がないかお手もとを調べてみてください。

〔保険〕

思わぬ災害に備えて簡保の傷害保険（特約）を

交通事故や思わぬ災難などで死亡したり、傷ついたりしている人がふえているところから、郵便局の簡易保険では、「傷害特約」を九月一日から取り扱うことになりました。

この傷害特約は、簡易保険の全部の種類に、セットしてありますので、てがるにご加入いただけます。

傷害特約についての保険金と保険期間は、もとになる保険と同じで、掛金は、年令、職業に関係なく、保険金一〇〇万円につき、月額二〇〇円になつています。

保険金は、思わぬ事故で死亡したり、身体障害になつたり、治療のため入院したときなどに支払われます。

危険がいつぱいの現代の備えとして、「傷害特約付簡易保険」をおすすめします。

三崎郵便局長
串郵便局長
二名津郵便局長

婦人ともしび運動への参加！

婦人ともしび運動は、二十才以上の婦人であれば、誰でも参加することができます。

本人が参加しようという意味を持つことが条件です、数名でグループを作ります。之を「ともしびの集い」といいます。

婦人ともしび運動は、子どもをはぐくみ育てるという尊い使命を持つ女性の運動として、次の信条のもとに、とくに児童福祉の分野で活動するものです。

一、私たちは、みずからの心にともしびを点じます

一、私たちは、社会の母として、すべての子どもの幸せのために、ともしびを掲げます。

一、私たちは、すべての人の幸せを守る福祉日本をつくるために、ともしびを一つにあわせます。

三崎町内に於ける「ともしびの集い」は次々に登録されて左記の方が八月迄に届出申請があります。未登録の各部落は、ともしび運動の信条を理解されて申請を早急にして下さい。

記

一、推進員、阿部エミ子、二宮チズ子、二宮倉子、中村保江、山本登志子

二、会員　八十名

三崎地区　松田定子、堀部百合子、川本秀子、川木チエ子、山田宮士子、末広了子、松本京子、二宮倉子、中村みち子、福田フデ子、玉里サヨ子、小松綜子、阿部エミ子、井上友子、宮木門田重子、山本エイ子、山本アヤ子、山本クマエ、片村井繁子、山本清子

高浦地区　村上亀久子、高田チミ子、田中安江、田中美津子、富士田サヨ子

佐田地区　山本登志子、中村保江、山本キン子、山本ユク子

大佐田地区、木野本シナ子、木下蕊子、山木トシエ

井野浦地区、山木マスエ、池井フジ子、宮木ツル子、宅見イセ子

串地区　山下春子、山内良子、阿部寿江、堀内民子、阿部シゲ子

二名津地区　笹田美代子、二宮チズ子、長生サカエ、音地千恵子、中村ソノ

松地区　宇都宮敏子、木村みさえ、宮下ミエノ、中村クニエ、辻本百合子

名取地区、藤原道枝、村中ミチ子、幸谷幸子、川名ミヨ子、新部蔦尾、吉沢七枝、小林秋子、小林君子、梶原キヌ子、前田千代子、宮崎サカエ、桑名ヨシエ

正野地区、阿部生子、金沢政子、平井ツナ子、山下久子

釜木地区、阿部百重、山本民子、山下スマ子、樫スミ子

灘地区、大岩光子、磯崎文子、磯崎エミ子

与侈地区、竹本フサヨ、中田イツエ、宇都宮カツコ、中田テルコ

＜生まれた人＞

ご出生おめでとうございます。

昭和四十四年七月一日
八月三十一日
保護者　続柄　児名

＜なくなつた人＞

ご死去を心から
お悔やみ申し上げます。

昭和四十四年七月一日
八月三十一日
死亡者　年令　住所

おわび

広報みさき四十五号の三崎土地改良区役員決る！のうち一、理事、副理事長（工事担当）とあるを副理事長川名宙雄（工事担当）に、町地域開発のための見出しの次に投稿者の名が抜けておりますが、三崎町長加藤安五郎です。

以上のように訂正いたします。謹んでおわび致します。（編集部）